第 5392 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 1月 22日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 ／ 相続税申告相談センター（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.souzokuzouyo.com

♤ 居住用財産の譲渡特例の相手先

Q：居住用財産を譲渡した場合に3,000万円の特別控除が受けられる制度があるそうですが、この特例は同族会社に譲渡した場合にも適用がありますか？

A：特別な関係がある者への譲渡には適用がありません。

【解説】

お尋ねの特例は、個人が居住用財産を譲渡した場合にその譲渡所得から3,000万円の範囲で特別控除額が差し引かれるというもので、所有期間の長短は問わず適用が受けられるというものですが、特別な関係がある者に対する譲渡には適用がないこととなっています。

特別な関係がある者とは、次のような個人法人をいいます。

①譲渡者の配偶者及び直系血族
②譲渡者と生計を一にしている親族
③居住用家屋の譲受け後その譲受けた家屋に譲渡者と同居する親族
④譲渡者の内縁の配偶者及びその者の親族で生計を一にしている者
⑤譲渡者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者及びその者の親族でその者と生計を一にしている者
⑥譲渡者、譲渡者の上記①、②、③に該当する親族、譲渡者の使用人及びその使用人の親族でその使用人と生計を一にしている者並びに上記④、⑤に該当する者（同族関係者）を判定の基礎となる株主等とした場合に同族関係者等が他の会社を支配している場合における他の会社